

人吉球磨ブランド商品開発支援事業等助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、観光客や消費者から選好される競争力を持った魅力ある観光地域づくりを推進するため、人吉球磨ブランド「人吉・球磨 風水・祈りの浄化町」を構成する食、お土産、アクティビティ又は宿に係る民間事業者による商品開発並びに人吉球磨ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の活用に対し、人吉球磨観光地域づくり協議会（以下「観地協」という。）が予算の範囲内で人吉球磨ブランド商品開発支援事業等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、人吉球磨地域に活動拠点を有する法人、団体及び個人事業主とする。ただし、団体にあつては、規約等を有し、代表者が明らかであつて、団体としての意思決定により事業を実施することができる団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ロゴマークを使用し、かつ、「人吉・球磨 風水・祈りの浄化町」ブランドコンセプトの趣旨を反映した商品開発を行う事業。ただし、ロゴマークが直接商品に使用できない場合で、パッケージ、メニュー又は商品の説明書等によりロゴマークを間接的に使用するときは、助成対象事業に含むものとする。

(助成対象経費、助成金の額、交付回数)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、専ら商品開発にかかる試作又は助成対象事業を継続して使用又は実施するための備品費、消耗品費、原材料費、委託料、通信運搬費、使用料、指導者等謝金旅費、広告宣伝費、賃借料（ただし家賃を除く。）及び印刷代とする。

- 2 助成対象者に交付する助成金の額は、一商品あたり5万円を限度とする。
- 3 同一の助成対象者に対する助成金の交付は、一会計年度につき2回までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付事業企画書（様式第1号）と収支内訳書（様式第2号）を観地協に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 観地協は、前条に規定する企画書を適正かつ迅速に審査するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の委員は、観地協ブランド戦略本部の構成員から常務理事が指名した市町村担当課長2人及び事業マネージャー2人を充てる。
- 3 審査委員会は、審査の結果を遅滞なくブランド戦略本部に報告しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 観地協は、第5条に規定する企画書が提出されたときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、交付決定通知書(様式第3号)により、助成金を交付することができる。

2 観地協は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、当該助成金の交付を受けた助成対象者(以下「助成金交付対象者」という。)に対し条件を付すことができる。

(助成金の実績報告)

第8条 助成金交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、審査委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る写真等
- (2) その他審査委員会が必要と認める書類

2 助成金交付対象者は、助成を受けた商品の売り上げ等の実績を当協議会が求めた場合、速やかに提供しなければならない。

(助成金の取消し及び返還)

第9条 審査委員会は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業計画の内容と実際の活動の内容が著しく異なるとき。
- (3) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 助成対象事業の全部又は一部が実施されなかったとき。

2 審査委員会は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金取消通知書(様式第5号)により助成金交付対象者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、ブランド戦略本部が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和3年7月30日から施行する。

評価基準

対 象	助成限度額
<ul style="list-style-type: none">・風水・祈りの浄化町マーケティング戦略に基づき制作された商品や事業・風水・祈り・姫などのコンセプトに地元の素材を掛け合わせた強みと独自資源を確認できるもの・三日月の原型を生かした商品又は三日月の姫のコンセプトを取り入れた商品・月をテーマにした催事又は社寺仏閣をメイン会場とした宗教行事でない催事・オリジナル性の高い飲食・スイーツ分野・当プロジェクトや地域への貢献への見込み	5万円

人吉球磨ブランド商品開発支援事業等企画書

一般社団法人

人吉球磨観光地域づくり協議会

会長 松岡 隼人 様

申請者 所在地 〒

名称

代表者名

印

連絡先

人吉球磨ブランド商品開発支援事業等助成金の交付を受けたいので、企画書を提出します。

1 事業名（又は商品名） _____

2 事業内容（又は商品内容・概要）
別添のとおり。

3 事業経費 金 _____ 円
*専ら商品開発等に係る備品、消耗品費、原材料費、委託料、通信運搬費、使用料、指導者等謝金旅費、広告宣伝費、賃借料（ただし、家賃を除く。）及び印刷代が対象。人件費、賃金は対象外。

4 添付書類
・収支内訳書（様式第2号）もしくは見積書
・ブランド承認コンテンツ基準に沿ったプロモーションシート
・商品イメージ（写真・イラストなど）

5 振込先口座名（*振込手数料は、協議会負担）

金融機関名		支店名	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義		フリガナ	

6 その他特記事項

注 口座名義と代表者は、一致することが望ましい。団体の事務局等が振込先の場合は、役職名簿等それを証する書類の添付が必要です。

様式第2号（第5条関係）

人吉球磨ブランド商品開発支援事業 収支内訳書

（単位：円）

	科目	金額	説明
収入			
		計	
支出			
		計	

様式第3号（第7条関係）

人吉球磨地協助第 号
令和 年 月 日

人吉球磨ブランド商品開発支援事業等助成金交付決定通知書

申請者 所在地
名称
代表者名 様

一般社団法人
人吉球磨観光地域づくり協議会
会長 松岡 隼人 様

令和 年 月 日付けで申請があった人吉球磨ブランド商品開発支援事業等企画書の内容を審査した結果、次のとおり助成金額を決定しましたので、通知いたします。

助成事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を提出してください。

1 事業名（又は商品名） _____

2 助成金額 金 円

人吉球磨ブランド商品開発支援事業等実績報告書

一般社団法人
人吉球磨観光地域づくり協議会
会長 松岡 隼人 様

報告者 所在地
名 称
代表者名 印

令和 年 月 日付け人吉球磨観光地域協働第 号で交付決定通知のあった人吉球磨ブランド商品開発支援事業等を完了したので、要項第8条第1項の規定により次のとおり報告します。

1 事業名（又は商品名） _____

- 2 添付書類
- ・収支決算書（様式は問わない）
 - ・事業実施に係る写真等、領収書又は支払いを証する書類の写し

（※開発した商品の写真、領収書などの写しを添えてください。）

様式第5号（第9条関係）

人球観地協助第 号
令和 年 月 日

人吉球磨ブランド商品開発助成対象事業 助成金取消通知書

申請者 所在地：
名 称：
代表者名： 様

一般社団法人
人吉球磨観光地域づくり協議会
会 長 松岡 隼人

令和 年 月 日付け人球観地協助第 号で交付決定通知のあった助成金の（全部・一部）を取り消したので、要項第9条第2項の規定により、令和 年 月 日までに金（ ）円を返還してください。

（取消しの理由）

（返金先）

口座名義 一般社法人人吉球磨観光地域づくり協議会 会長 松岡 隼人
口座番号 肥後銀行人吉駅前支店（275） 普通口座1689119
住 所 球磨郡あさぎり町免田東1774番地
電話番号 0966-49-9010